



Q マンション内のご近所の方と趣味のグループを作り、掲示板で参加者を募ろうとしたところ、管理組合から掲示できないといわれました。管理組合の掲示板の一般的な使用方法について教えてください。

A 掲示板には、通常、管理会社からの定期的な連絡事項や、居住者に向けての諸注意などが、貼りだされています。

管理組合の規約や使用細則等で、掲示板の使用方法まで規定されているものを見ることは、ほとんどありません。通常はルールを定めてまで掲示板を管理しなくても適正に使用されるものと想定されているのでしょう。

マンションの掲示板は、管理組合業務上の伝達を目的に設置されているのですから、原則的には一部の居住者（区分所有者）のための掲示はできないと思われます。

例えば、居住者個人がやっている趣味の教室への生徒募集などの掲示は望ましくありません。

掲示板を巡るトラブルには事例の他に、注意喚起の掲示を勝手にはがすとか、個人の意見を勝手に張り出すといったことも起きています。

掲示板使用は

- 1．理事長又は担当役員の許可印があるものに限って、掲示可能とする。
- 2．掲示とその撤去は担当役員やその指示を受けた管理員のみができる。
- 3．目的に沿わない掲示物は、理事会の権限で撤去できる。
- 4．管理組合業務以外であっても自治会や地域活動等のための掲示は可能とする。

などの、実情にあったルールを用意し、組合員、居住者へ周知することで、トラブルを未然に回避することは出来ます。

回答者：広島県マンション管理組合連合会